十六　関税率表第八四四〇・九〇号に該当するもの
十七　関税率表第八四四一・三〇号に該当するもの
十八　関税率表第八四四二・四〇号に該当するもの
十九　関税率表第八四四三・一三号、第八四四三・一五号、第八四四三・一六号、第八四四三・一七号及び第八四四三・九一号に該当するもの
二十　関税率表第八四・四四項並びに第八四四八・一一号及び第八四四八・一九号（第八四・四四項の機械の補助機械に係るものに限る。）に該当するもの
二十一　関税率表第八四・四八項（第八四四八・二〇号、第八四四八・三一号、第八四四八・三二号、第八四四八・三九号及び第八四四八・五九号を除く。）に該当するもの（前号に該当するものを除く。）
二十二　関税率表第八四五一・一〇号、第八四五一・二九号、第八四五一・三〇号及び第八四五一・九〇号に該当するもの
二十三　関税率表第八四・五三項（第八四五三・二〇号を除く。）に該当するもの
二十四　関税率表第八四五四・一〇号に該当するもの
二十五　関税率表第八四五九・一〇号及び第八四五九・七〇号に該当するもの
二十六　関税率表第八四・六一項（第八四六一・五〇号を除く。）に該当するもの
二十七　関税率表第八四六五・二〇号、第八四六五・九三号、第八四六五・九四号及び第八四六六・九二号に該当するもの
二十八　関税率表第八四六六・一〇号に該当するもの
二十九　関税率表第八四・七二項（第八四七二・九〇号を除く。）に該当するもの
三十　関税率表第八四七三・二一号に該当するもの
三十一　関税率表第八四七四・一〇号、第八四七四・三九号及び第八四七四・八〇号に該当するもの
三十二　関税率表第八四・七五項（第八四七五・一〇号を除く。）に該当するもの
三十三　関税率表第八四七七・四〇号及び第八四七七・五一号に該当するもの
三十四　関税率表第八四七九・一〇号、第八四七九・三〇号、第八四七九・五〇号及び第八四七九・九〇号に該当するもの
三十五　関税率表第八四八〇・二〇号、第八四八〇・三〇号及び第八四八〇・六〇号に該当するもの
三十六　関税率表第八四八一・一〇号、第八四八一・二〇号及び第八四八一・四〇号に該当するもの
三十七　関税率表第八四八二・四〇号、第八四八二・九一号及び第八四八二・九九号に該当するもの
三十八　関税率表第八四・八四項に該当するもの

［新設］

第五十条　輸出令別表第二の三第二号の二ホに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第八五〇一・三三号、第八五〇一・六二号、第八五〇一・六三号、第八五〇一・六四号、第八五〇一・三一号、第八五〇二・三九号及び第八五〇二・四〇号に該当するもの
二　関税率表第八五〇四・三三号及び第八五〇四・三四号に該当するもの
三　関税率表第八五〇五・二〇号に該当するもの